

美里町新規就農者育成支援金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「新規就農者」とは、町内に住所を有し、年齢が18歳以上<u>30歳</u>未満の者で、農業経営に積極的に取り組もうとしているものをいう。 (支給要件) 第3条 育成支援金は、次に掲げる事項のすべてに該当する者(以下「受給資格者」という。)に支給する。 (1) 第5条第2項に規定する申請の日において、町内に住所を有し、かつ、年齢が18歳以上<u>30歳</u>未満の者 (2) 略 (育成支援金の額) 第4条 略 以下 略	第1条 略 (定義) 第2条 この条例において「新規就農者」とは、町内に住所を有し、年齢が18歳以上<u>45歳</u>未満の者で、農業経営に積極的に取り組もうとしているものをいう。 (支給要件) 第3条 育成支援金は、次に掲げる事項のすべてに該当する者(以下「受給資格者」という。)に支給する。 (1) 第5条第2項に規定する申請の日において、町内に住所を有し、かつ、年齢が18歳以上<u>45歳</u>未満の者 (2) 略 (育成支援金の額) 第4条 略 <u>2 夫婦で農業経営に取り組む場合にあっては、150万円とする。</u> 以下 略	字句改める 字句改める 項加える